

～道営住宅に入居する東日本大震災の避難者世帯の方へ～

道営住宅に転居する際の引越補助について

北海道では、平成29年3月まで東日本大震災に係る応急仮設住宅の無償供与を受けていた方が道営住宅に引越する場合に補助を行っています。

対象となる方

平成29年1月1日以降、道内の応急仮設住宅で避難生活を送っていた避難世帯のうち、道内の道営住宅に転居した世帯の代表者
(平成29年12月31日までに応急仮設住宅から退去している場合は対象となりません。)

対象となる引越

平成29年4月1日から平成30年3月23日までに完了した道営住宅への引越

対象となる経費

家財道具運搬のため引越業者に支払った費用(上限5万円)
(自分で車を借りて引っ越した場合は補助の対象になりません。)

補助金の申請期限

引越が完了してから2か月以内
(申請の最終期限は平成30年3月26日です。)

補助の対象となる場合やご不明の点などがある場合は、北海道総合政策部地域政策課道外被災地支援グループ 担当 竹本または丸山までご連絡ください。

電話 011-204-5800(直通)(平日8:45~17:30)

FAX 011-232-1053

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

道外被災地支援グループ 竹本、丸山

電話：011-204-5800

FAX：011-232-1053